

地方分権改革の推進における計画策定等の見直しについて

令和 4 年 11 月 7 日
全 国 知 事 会

「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、法令上の新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、必要最小限のものにすることや、計画等は、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とすることなどを、政府の基本方針として明記いただいたことは評価する。

一方で、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題はなくなる。

地方は自らの判断と責任において役割を果たすとともに、個性豊かな地域がそれぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国民的運動の上に地方分権を更に推進していく必要がある。

こうした認識の下、地方分権改革の推進について、以下のとおり提言する。

- 1 令和 4 年提案募集において「計画策定等」が重点募集テーマに設定され、対応方針の決定に向けた検討が進められているところであるが、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において示された原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応することとし、可能なものは速やかに分権一括法による改正を行うなど、必要な措置を講じること。
- 2 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。このため、国が積極的に計画等の策定の見直しに取り組むことも含め、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。
- 3 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、地方分権改革の理念に基づき、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。
- 4 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- 5 今後、計画等の策定による地方の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。